## 政策研究大学院大学教員の任期に関する規則

平成10年3月11日 10規則第5号

沙正

平成11年3月24日11規則第4号 平成15年6月25日15規則第3号 平成15年12月10日15規則第7号 平成16年4月1日16規則第3号 平成17年3月23日17規則第3号 平成17年10月1日17規則第6号 平成17年10月26日17規則第9号 平成18年4月1日18規則第3号 平成18年10月25日18規則第13号 平成19年3月28日19規則第2号 平成19年9月5日19規則第15号 平成20年4月1日20規則第3号 平成20年7月23日20規則第13号 平成20年10月22日20規則第20号 平成21年1月14日21規則第1号 平成21年3月11日21規則第4号 平成21年6月10日21規則第12号 平成21年7月22日21規則第13号 平成21年11月11日21規則第18号 平成22年4月1日22規則第8号 平成22年10月12日22規則第22号 平成23年3月16日23規則第3号 平成24年4月1日24規則第6号 平成25年4月1日25規則第6号 平成26年9月1日26規則第10号 平成27年4月1日27規則第7号 令和6年3月1日令06規則第4号

(趣旨)

第1条 政策研究大学院大学(以下「本学」という。)における教員の任期については、この規 則の定めるところによる。

(任期を定める組織及び職種等)

- 第2条 任期を定めて任用する教員の職名、任期その他の事項については、別表に定めるとおり とする。
- 2 別表の任期の欄において5年以内または1年以内と記された職名の教員の任期は、研究教育 評議会の議に基づき、学長が定める。
- 3 別表に定めた再任の可否については、研究教育評議会の議に基づき、学長が定める。
- 4 外部資金により雇用する教員の任期は、原則として、当該外部資金の受入額が確定している 期間内で定めるものとする。
- 5 政策研究大学院大学における教員の職務等に関する規則(平成19年3月28日19規則第1号) (以下「教員職務等規則」という。)第2条第2項に定める准教授(テニュア・トラック)の 任期に関する取扱いについては、別表に定めるもののほか、別に定めるところによる。
- 6 別表に定める職名の教員が、その任期中に産前休暇及び産後休暇を取得した場合又は当該休 暇取得後育児休業を取得した場合、別表の定めにかかわらず、当該教員の任期について、1年 を上限として延長することができる。

第3条 任用に際しては、本学と当該任用される者との間で任期を定めた労働契約を結ぶものと する。

(周知)

- 第4条 この規則を定め、又は改正したときは、学報等により、広く周知を図るものとする。 (施行細則)
- 第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関して必要な事項については、研究教 育評議会の議を経て、別に定める。

この規則は、平成10年3月11日から施行し、平成10年4月1日以降に任用される者について適

用する。

**附 則**(平成11年3月24日11規則第4号)

この規則は、平成11年3月24日から施行し、平成11年4月1日以降に任用される者について適用する。

**附 則**(平成15年6月25日15規則第3号)

この規則は、平成15年6月25日から施行し、平成15年7月1日以降に任用される者について適用する。

**附 則**(平成15年12月10日15規則第7号)

この規則は、平成15年12月10日から施行し、平成16年1月1日以降に任用される者について適用する。

**附 則**(平成16年4月1日16規則第3号)

この規則は、平成16年4月1日から施行し、同日以降に任用される者について適用する。

**附** 則 (平成17年3月23日17規則第3号)

この規則は、平成17年3月23日から施行し、平成17年4月1日以降に任用される者について適用する。

**附** 則(平成17年10月1日17規則第6号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年10月26日17規則第8号)

この規則は、平成17年10月26日から施行する。

**附 則**(平成18年4月1日18規則第3号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則**(平成18年10月25日18規則第13号)

この規則は、平成18年10月25日から施行する。

**附** 則(平成19年3月28日19規則第2号)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、この規則の施行日の前日から任期を定めて任用される者を引き 続き任期を定めて任用する場合は、従前の任期の残任期間を任期とする。

**附 則**(平成19年7月25日19規則第12号)

- 1 この規則は、平成19年8月1日から施行する。
- 2 第2条の規定にかかわらず、この規則の施行日の前日から任期を定めて任用される者を引き 続き任期を定めて任用する場合は、従前の任期の残任期間を任期とする。

**附** 則(平成19年9月5日19規則第15号)

この規則は、平成19年9月5日から施行し、平成19年9月1日から適用する。ただし、別表1に定めるまちづくりプログラムについては、平成20年4月1日から適用する。

**附 則**(平成20年4月1日20規則第3号)

この規則は、平成20年4月1日から適用する。

**附 則**(平成20年7月23日20規則第13号)

この規則は、平成20年8月1日から適用する。

**附 則**(平成20年10月22日20規則第20号)

この規則は、平成20年10月1日から適用する。

**附 則**(平成21年1月14日21規則第1号)

この規則は、平成21年1月14日から適用する。

**附 則**(平成21年3月11日21規則第4号) この規則は、平成21年4月1日から適用する。

**附 則**(平成21年 6 月10日21規則第12号)

この規則は、平成21年6月10日から適用する。

**附 則**(平成21年 7 月22日21規則第13号)

○相則は 平子の左右日の日よる 本田十才

この規則は、平成21年7月22日から適用する。

## **附 則**(平成21年11月11日21規則第18号)

- 1 この規則は、平成21年11月11日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この規則の施行の日前に、改正前の別表1の政策研究院機構(仮称)創設準備室の教員として採用された者については、なお従前の例による。ただし、個別の決定がある場合はこの限りではない。

**附** 則 (平成22年4月1日22規則第8号)

この規則は、平成22年4月1日から適用する。

**附 則**(平成22年10月12日22規則第22号)

- 1 この規則は、平成22年10月12日から適用する。
- 2 この規則の施行の日以前に採用された教員については、従前の例による。
- 3 政策研究大学院大学におけるプロジェクト担当教員の取扱に関する規則(平成19年19規則第3号)は、前項の規定に基づき同規則を適用される教員がいなくなった時点で廃止する。

**附** 則 (平成23年3月16日23規則第3号)

この規則は、平成23年3月16日から施行する。

附 則(平成24年4月1日24規則第6号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

**附** 則(平成25年4月1日25規則第6号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に採用された教員については、なお従前の例による。ただし、平成25 年4月1日以降再任する場合の任期については、当該再任時点から起算して5年を超えないも のとする。
- 3 政策研究大学院大学におけるプロジェクト担当教員の取扱に関する規程(平成25年4月1日 25規程第9号)は、前項の規定に基づき同規程を適用される教員がいなくなった時点で廃止す る。

**附 則**(平成26年9月1日26規則第10号)

この規則は、平成26年9月1日から施行し、平成25年6月6日から適用する。

**附 則**(平成27年4月1日27規則第7号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月1日令06規則第4号)

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

## 別表

組 織 名	職名	任 期	再 任
政策研究科	「教員職務等規則」第2条第2項に		1回につき可。ただ
政策研究センター	定める准教授 (テニュア・トラック)	3年	し、再任の場合の任 期は2年とする。
プロフェッショナル・コ			
ミュニケーションセンタ ー グローバルリーダー育成	「教員職務等規則」第2条第4項に 定める教育プログラム担当教員	5年以内	可。ただし当初の採 用日から起算して5 年を超えないものと する。

センター 保健管理センター 政策研究院	「教員職務等規則」第2条第5項に 定める研究プロジェクト担当教員	5年以内	可。ただし当初の採 用日から起算して5 年を超えないものと する。
	「教員職務等規則」第2条第6項に 定める特任教員	1年以内	可。ただし当初の採 用日から起算して5 年を超えないものと する。
	「教員職務等規則」第2条第8項及 び第9条に定める連携教員及び連携 特任教員	1年以内	可。ただし当初の採 用日から起算して5 年を超えないものと する。